

「平和の森公園周辺地区地区計画」変更に係る訂正告示について

1. 概要

平成29年度第5回都市計画審議会（平成30年1月18日開催）において諮問・答申を受けた「平和の森公園周辺地区地区計画の変更」については、「沼袋区画街路第4号線沿道地区地区計画」を定めることに伴い、重複する区域面積の一部（約0.7ヘクタール）について削除する変更を行ったものであった。

しかし、当該地区計画の変更対象箇所以外である地区整備計画の建築物等に関する事項の一部に、それまでの都市計画図書からの転記ミスによる誤表示が見つかったため、これを訂正し、改めて告示を行ったものである。

なお、これまでの間、平和の森公園周辺地区の建築条例は正しく運用されており、誤表示による影響は生じていないことを確認済みである。

2. 正誤表（訂正箇所）

事 項			訂 正 後	訂 正 前
地 区 整 備 計 画	建 築 物 等 に 関 す る 事 項	壁 面 の 位 置 の 制 限	1 建築物の壁又はこれに代わる柱から、この地区計画による地区集散道路、主要生活道路及び区画道路の中心線までの距離は、次の各号によらなければならない。また、軒先及び出窓等の建築物の部分についても同様とする。 (1) 地区集散道路第1号は、4.5メートル以上 (2) 地区集散道路第2号及び第3号は、6メートル以上 (3) 主要生活道路各号は、4メートル以上 (4) 区画道路各号は、<u>3メートル以上</u>	1 建築物の壁又はこれに代わる柱から、この地区計画による地区集散道路、主要生活道路及び区画道路の中心線までの距離は、次の各号によらなければならない。また、軒先及び出窓等の建築物の部分についても同様とする。 (1) 地区集散道路第1号は、4.5メートル以上 (2) 地区集散道路第2号及び第3号は、6メートル以上 (3) 主要生活道路各号は、4メートル以上 (4) 区画道路各号は、<u>4メートル以上</u>
			2 B地区、C地区及びD地区においては、建築物の壁又はこれに代わる柱から隣地境界線までの距離は50センチメートル以上としなければならない。	2 B地区、C地区及びD地区においては、建築物の壁又はこれに代わる柱から隣地境界線までの距離は50センチメートル以上としなければならない。

3. 訂正告示日

平成31年（2019年）1月11日